

平成 24(2012)年 8 月 31 日
東京急行電鉄株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
東京地下鉄株式会社

渋谷駅街区開発事業の環境影響評価手続の着手について

渋谷駅街区開発事業については、「渋谷駅中心地区まちづくり指針2010（平成23年3月）」に基づき、渋谷駅街区土地区画整理事業及び鉄道改良事業と連携し、業務、商業、情報発信機能等の集積・強化を図ることを目的とした駅ビルの開発を実施するため、事業者（東京急行電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社）で検討を進めております。

本事業に関して、東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価手続に着手致しましたのでお知らせします。



渋谷駅街区開発事業の環境影響評価手続の着手について

1 事業の名称

渋谷駅街区開発事業

2 事業者

東京急行電鉄株式会社

東日本旅客鉄道株式会社

東京地下鉄株式会社

3 本事業の目的

渋谷の「まち」には、多様性、寛容性、先進的な文化性、そして世界に向けた情報発信力をもたらす期待感が常にあり、それが他の「まち」にはない魅力となっています。

そのような中、渋谷駅周辺では、今後10年以上にわたり開発が進み、都市基盤も含め根本的に作り直す、「百年の計」とも呼ばれる大事業が進展していきます。

その玄関口として、本事業は渋谷駅街区土地区画整理事業及び鉄道改良事業と連携し、広場空間や歩行者通路等の整備によって駅と周辺地域とのネットワークを強化し、歩いて楽しい「まち」の実現を目指します。

また、防災性の向上とともに、最先端の情報発信機能、魅力的な商業機能、先端的な業務機能の拠点となり、いつも何か新しいことが起こり、高感度な人や企業が日本はもとより世界から訪れる、エンターテインメント性あふれる「まち」の実現につなげていきたいと考えています。

4 環境影響評価手続

(1) 目的

大規模な開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、住民や関係自治体等の意見を踏まえ、事業の実施において適正な環境配慮を図っていくものです。

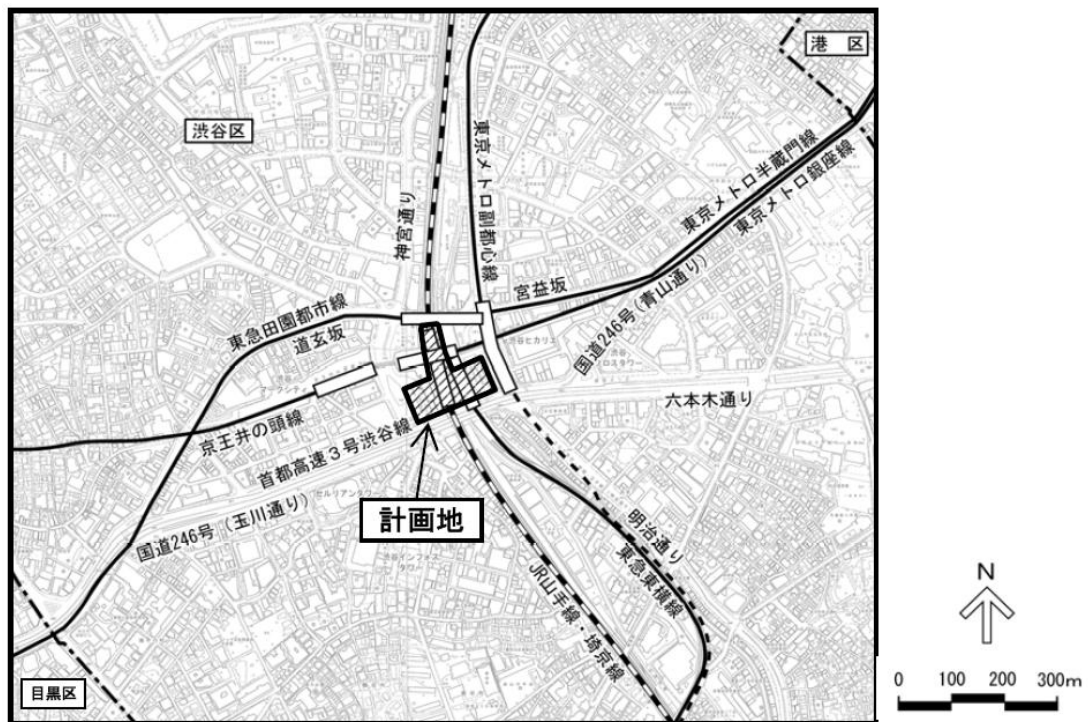
(2) 対象となる理由

本事業が、特定の地域における、高さ180m超かつ延床面積15万㎡超の高層建築物の新築に該当します。

(3) 評価項目

「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」の6項目について予測・評価します。

(4) 計画地位置図



(5) 対象事業の概略

| 項目 | 内容 | | | |
|--------|--------------------------|---|---------------|---------------|
| 所在地 | 東京都渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目・二丁目 | | | |
| 事業区域面積 | 約1.53ha | | | |
| 建築計画 | 棟名 | 西棟 | 中央棟 | 東棟 |
| | 建築面積 | 約14,600m ² | | |
| | 延床面積 | 約262,000m ² 注1) (事務所：約107,000m ² 、店舗：約155,000m ²) | | |
| | 最高高さ | 約76m | 約61m | 約230m |
| | 階数 | 地上12階 地下6階 | 地上10階 地下2階 | 地上43階 地下6階 |
| | 主要用途 | 店舗、駐車場 | 店舗(鉄道施設 注2)) | 事務所、店舗、駐車場 |
| | 構造 | 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 | | |
| 駐車場 | 約840台 注3) | | | |
| 工事予定期間 | 平成25年度～平成39年度 | | | |
| 供用開始予定 | 東棟：平成32年 西棟・中央棟：平成39年 | | | |

注1) 鉄道施設は含みません。

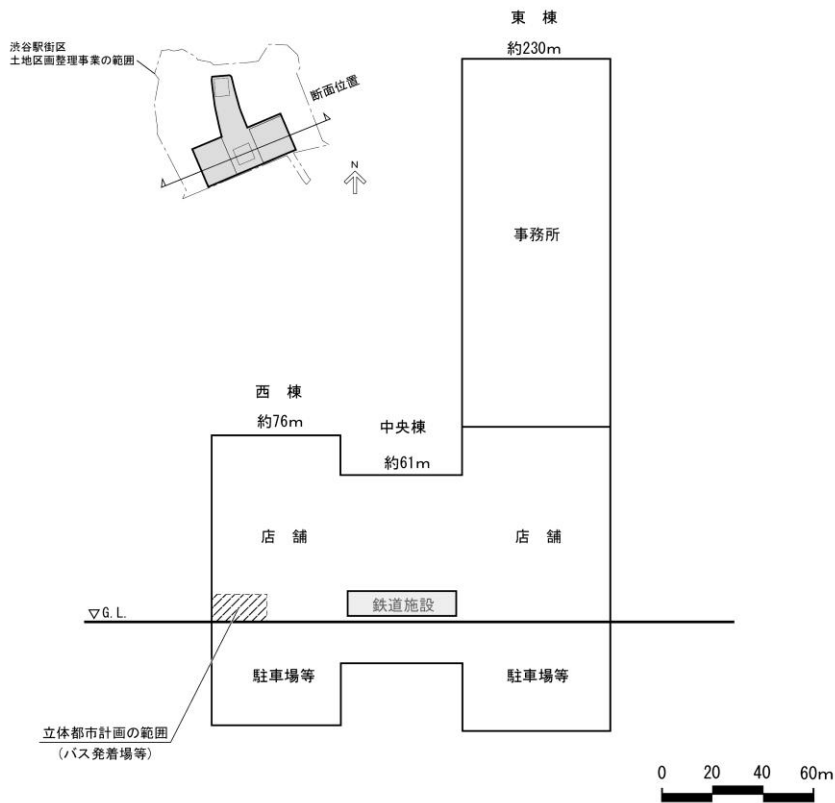
注2) 鉄道改良事業における整備を予定しており、本事業には含みません。

注3) 記載は「東京都駐車場条例」に基づく附置義務台数及び「大規模小売店舗立地法」に基づき算定しています。なお、「東京都駐車場条例」では地域性に応じた駐車施設の附置義務(地域ルール)を可能にする特例を設けており、渋谷区においても特例が導入されたことから、本事業も適用を受け、今後台数が増える可能性があります。

(6) 施設配置図



(7) 施設断面図



なお、本発表については東急電鉄のホームページ (<http://www.tokyu.co.jp/>)、JR東日本のホームページ (<http://www.jreast.co.jp>) 及び東京メトロのホームページ (<http://www.tokyometro.jp/>) からご覧いただけます。